　川崎シンフォニーホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

　　令和　７　年　３　月３１日

　　　　　　　　　川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市規則第２７号

　　川崎シンフォニーホール条例施行規則の一部を改正する規則

　川崎シンフォニーホール条例施行規則（平成１５年川崎市規則第１０６号）の一部を次のように改正する。

　第８条第７号中「寄附募集」を「許可を受けずに寄附募集」に改める。

　　附　則

　この規則は、令和７年４月１日から施行する。